

令和5年度

「脱炭素×復興まちづくり」FS委託業務
公募要領（2次公募）

令和5年5月23日
環境省環境再生・資源循環局

環境省では、福島県浜通り地域での「脱炭素」と「復興」の両立に向けた取組を推進するため、令和5年度「脱炭素×復興まちづくり」FS委託業務（以下「本業務」という。）を実施することとしており、このたび、その2次公募を行うこととなりました。本業務の概要、応募条件及び実施体制等の留意点は、本公募要領に記載のとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読いただくようお願いします。

応募書類の不備がある場合や応募期限に間に合わない場合には、応募書類を受理しませんので、ご注意くださいようお願いします。

目次

1. 本業務の目的と概要
2. 本業務の応募条件及び実施体制
3. 本業務の対象、実施期間等
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募書類及び手続
6. 暴力団排除に関する誓約
7. 応募に当たっての留意事項
8. 問い合わせ先
9. その他

1. 本業務の目的と概要

東日本大震災から12年が経過し、除染や特定廃棄物等の処理を通じた環境再生はもとより、環境省と福島県が締結した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」（令和2年8月）のもと、地域創生・活性化につながる産業の創生や、それを契機とする復興まちづくりなどの「未来志向の取組」を通じた、福島の本格的な復興・再生が求められております。

他方、「第五次環境基本計画」（平成30年4月）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱し、持続可能な地域づくりを通じて、環境・経済・社会の統合的向上を目指すこととしております。また、令和2年10月に、政府として、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、福島県も、令和3年2月に、「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、令和4年3月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第4期）」を策定しているところです。

2050年脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入等、省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発の一層の加速化や社会実装等に資する取組が一層求められている中、本業務では、福島県浜通り地域の「脱炭素」と「復興」の両立に向けた取組を推進するため、環境再生事業と連携しつつ、脱炭素、資源循環、自然共生の視点を踏まえた、「脱炭素×復興まちづくり」の先進モデル創出に繋がることを目的とし、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装するための事業に係る実現可能性調査（FS、フュージビリティ・スタディー）を実施します。

2. 本業務の応募条件及び実施体制

（1）応募できる者の条件

- ①法人格を有していること。
- ②令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類の提出期限までに、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

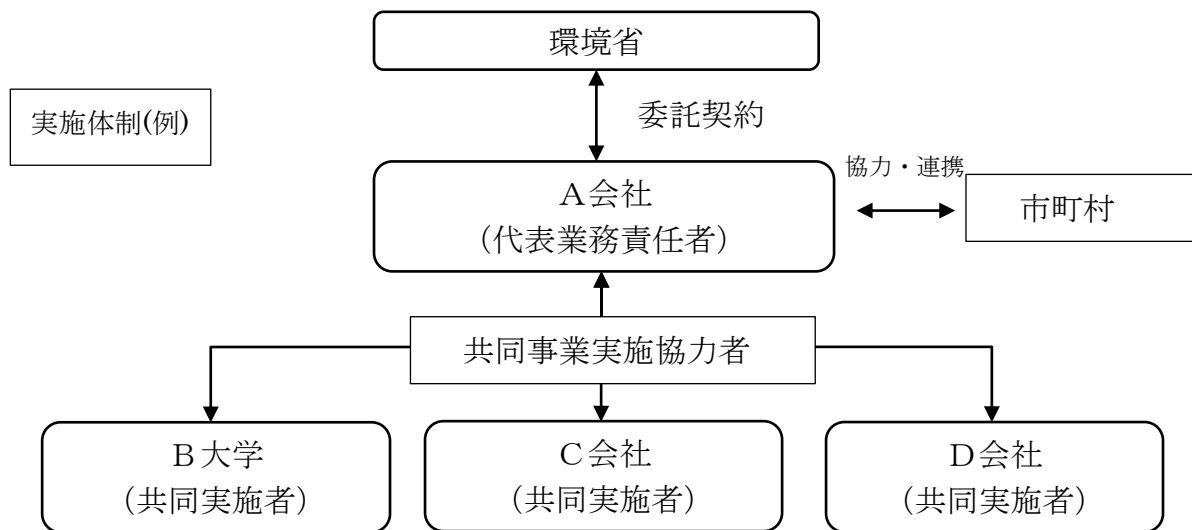
④別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 本業務の実施体制

本業務は、複数の実施者が共同で行うことも可能です。共同実施の場合、代表業務責任者（1者）が本業務の応募者となり、応募者以外の事業者を共同事業実施協力者（以下「共同実施者」という。）とします。代表業務責任者は、本業務に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程における連絡・対応に当たって、総括的な責任を有します。また、本業務が採択された後は、円滑な業務実施のために、共同実施者を代表してその実施に係る取りまとめを行うとともに、共同実施者との役割分担を含む業務計画の作成や業務の円滑な実施のための進捗管理等を行っていただくこととなります。業務の実施体制（例）は、下記のとおりです。

【原則】

代表業務責任者と環境省が直接委託契約を結び、他の共同実施者とは、代表業務責任者を含む共同実施者間で「共同事業実施協定」を締結していただきます。業務の実施体制は環境省が承認した場合を除き、業務採択後に変更することはできません。



3. 本業務の対象、実施期間等

(1) 本業務の対象について

本業務は、福島県浜通り地域を含む地域での実施とし、再生可能エネルギーの最大導入、省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発の一層の加速化や社会実装等を通じて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装するための事業に係る実現可能性調査（FS、フイージビリティ・スタディ）を対象とします。具体的には、福島県浜通り地域で、上記の目的に資する新たな産業を社会実装するための、先進的でモデル性のある事業に係る実現可能性を調査する業務内容に限ります。応募に当たり、以下の要件を満たすものを本業務の対象とします。なお、ここで、福島県浜通り地域とは、福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村を指します。

【業務の対象、経験・実績、実施体制等に係る要件】

- 1) 応募書類に示された業務内容に、再生可能エネルギーの最大導入、省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発の一層の加速化や社会実装等を通じて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装するための事業に係る実現可能性調査を行う上で、その調査の対象となる先進的でモデル性のある事業の具体的な内容が提案されていること。
- 2) 再生可能エネルギーの最大源の導入等や、省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術の開発・導入等に関する実績・能力を有していること。
- 3) 応募書類に示された市町村と協力・連携しながら、適切に業務を実施する体制が構築される見込みがあること。
- 4) 応募書類に示された業務内容・経費内訳等が、明確な根拠に基づき示されていること。
- 5) 応募書類に示された業務内容は、福島県浜通り地域において、主に取り組むものであること。複数の市町村を対象とする場合は、業務の実施に支障が生じないよう、十分な実施体制が構築される見込みがあること。
- 6) 同一の内容で、環境省、他省庁の補助金等を受けていないこと。
- 7) CO₂削減効果に関する具体的な評価方法が示されていること。

【応募書類の審査の着眼点】

本業務の目的や趣旨等を踏まえ、以下の着眼点を満たすよう応募書類を作成することが望ましい（全ての項目を満たせない場合でも、応募は可能である）。

- 1) 業務の意義、最終的な目標が明確であり、かつ適切であること。
- 2) 業務内容は、新規性、事業性、公益性を有していること。
- 3) 業務の成果は、環境省の施策に活用可能なものであること。
- 4) 業務の実施により、再生可能エネルギーの最大限の導入等や省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発の一層の加速化や社会実装を実現するための具体的構想に事業性が見込まれること。
- 5) 市町村や関係企業等の参画により、地域の復興に貢献することが見込まれること。特に、特定復興再生拠点区域復興再生計画を有する市町村で主に取り組むものであり、復興の現状を踏まえつつ、当該復興再生計画等と両立し得る具体的構想が盛り込まれていること（なお、ここで、特定復興再生拠点区域復興再生計画を有する市町村とは、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村を指す）。
- 6) 福島県浜通り地域を含む地域における広域連携を想定した具体的構想があること。
- 7) 学識経験者等の参画により、再生可能エネルギーの最大限の導入等や省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発について、学術的な助言が得られる見込みがあること。

- 8) 業務内容に係る技術的な検討項目、課題を明確に挙げた上で、それを解決するために十分な知見、実施体制を有していること。
- 9) 基礎調査や机上検討に加え、現地での調査・検証や簡易な試験など、現地での検討が行われ、それが本業務の検討に反映されること。
- 10) CO₂削減効果を推計する適切な評価方法が示されていること。

(2) 費用について

本業務では、1件当たり20百万円～30百万円を上限として、2件程度、外部有識者から構成される公募審査委員会（以下「委員会」という。）を経て採択します。

(3) 業務実施期間について

原則として、契約日～令和6年3月22日（金）までの単年度とします。複数年度での応募があった場合、採択後の年度末に委員会において、業務の実施状況や目標の達成状況等について評価し、次年度における業務継続の可否を審査します。業務の継続により期待される成果が認められない場合においては、業務計画の見直し等を指示することがありますので、予めご了承ください。

なお、複数年度の業務の実施は、各年度において本業務の予算が確保されることを前提とするものであり、次年度以降の実施を保証するものではありません。また、複数年度の業務については、次年度以降の業務費を見積もることになりますが、委員会における業務進捗等に係る評価結果を踏まえ、各年度開始前に所要額の調整をお願いすることもあります。

(4) 業務の開始について

採択後、環境省との当該委託契約の締結日以降に業務を開始することが可能となります。契約締結日以前の経費については、対象経費として認められませんので、ご注意ください。

4. 公募から採択までの流れ

(1) 公募・採択スケジュール（予定）

公募から採択までのスケジュールは、概ね、以下のとおりです。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 公募開始 | 令和5年5月23日（火） |
| ② 質問受付 | 令和5年6月9日（金）17時まで |
| ③ 回答 | 令和5年6月14日（水）17時まで |
| ④ 応募書類提出 | 令和5年6月22日（木）17時必着 |
| ⑤ 委員会における審査 | 令和5年6月下旬～ |
| ⑥ 採択の決定 | 令和5年7月以降 |

(2) 選定・採択の方法

応募内容に係る審査は、以下の手順で行います（審査は非公開）。審査では、応募者

にヒアリングを実施します。また、審査に当たって、環境省から提案内容の補足説明等を電話やメールでお願いする場合があります。

① 事前審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された業務内容等の各項目が、2.（1）「応募できる者の条件」及び、3.（1）に記載した「業務の経験・実績、実施体制等に係る要件」を満たしているかどうかについて、環境省が書面による事前審査を行います。明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

また、応募書類の明らかな記載ミス（対象業務、経費等）や様式の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

② 本審査

事前審査を通過した応募について、委員会において、3.（1）に記載した「業務の経験・実績、実施体制等」及び「応募書類の審査の着眼点」に基づく本審査を行います。

※1 ヒアリングの日時、開催場所、開催方法、出席者数の制限等については、有効な応募書類を提出した者に対して、令和5年6月29日（木）17時まで連絡します。

※2 上記により連絡を受けた者は、指定された日時、開催場所において、提出した応募書類の説明を行うものとします。

※3 説明を行う者は、原則として、業務を受託した場合における代表業務責任者とします。

③採択の決定

採択の決定は、応募書類審査基準（別添2）に基づき、委員会における審査により行います。採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、業務計画の内容、経費、実施体制等の見直しを条件として付す場合があります。

③ 契約の締結

審査の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではありません。

支出負担行為担当官である環境省環境再生・資源循環局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結します。

5. 応募書類及び手続

（1）応募書類について

応募に当たり提出が必要となる書類は、以下の書類とします。なお、応募書類の様式（別添1）は、環境省HPからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に代表業務責任者自らが作成してください。

① 令和5年度「脱炭素×復興まちづくり」FS委託業務 応募書類（2次公募）

（別添として、共同実施者分も含め、企業概要等のパンフレット、経理状況説明書（直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄附行為を添付す

ること)

- ② 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し
- ③ 暴力団排除に関する誓約書（別紙1）
（押印不要、代表業務責任者の氏名、所属、連絡先を記載すること）
- ④ ①（別添書類は除く）、②、③の電子データ

（2）応募書類等の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送によって、環境省へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「令和5年度「脱炭素×復興まちづくり」FS委託業務（2次公募）」と明記してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって提出してください。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階
環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付
福島再生・未来志向プロジェクト推進室 FS委託業務担当者

（3）提出部数

- ア. 5（1）①を紙媒体で各9部（正本1部・副本8部）
（パンフレット、経理状況説明書等の各別添書類（共同実施者分を含む）は1部）
- イ. 5（1）②を紙媒体で1部
- ウ. 電子データを収納したDVD-R 2枚
（DVD-Rには、案件名・代表業務責任者名を必ず記載すること）

- ※1 電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をしてください。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。
- ※2 当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは破棄・削除します。
- ※3 Microsoft社Windows10上で表示可能なものを提出してください。Windowsで展開できない状態で送付された場合は、審査の対象とならないので、ご注意ください。

（4）提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報、本業務以外の目的で使用することはありません。

（5）応募期間

令和5年6月22日（木）17時必着

(12:00～13:00 の時間は応募書類の受付は行いません。)

6. 暴力団排除に関する誓約

応募に当たっては、応募条件の確認のため、応募書類とともに暴力団排除に関する誓約書を提出してください。

7. 応募に当たっての留意事項

(1) 本業務の予算について

本業務は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定による予算です。特別会計に関する法律の規定により、用途はエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための評価や再生可能エネルギーや省エネルギー技術に関する評価等に限定されています。このため、例えば、非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する評価等、森林等の吸収源に関する評価等、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する評価等は、本業務の対象となりません。

(2) 本業務の性質について

本業務は、**環境省からの委託業務であり、本業務の目的に合致する業務を環境省の委託を受けて実施するものです。**したがって、環境省の求めに応じて業務を実施する必要があることに留意してください。また、委託費の支払は、業務完了後の検査後払い（精算払）を原則としています。精算払とは、委託業務が完了し、受託者から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託業務に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことを指します。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は不採択、採択の取消、委託契約の解除等の措置を取ることがあります。

(4) 業務中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、業務の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(5) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び委員会における採択等の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された応募者の提案内容は、仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

8. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は以下のとおりです。問い合わせには、原則電子メールを利用し、他業務と区分するためにメール件名を「令和5年度「脱炭素×復興まちづくり」FS委託業務（2次公募）に関する問い合わせ」としてください。回答は電子メールで行います。

問い合わせ先：

環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付
福島再生・未来志向プロジェクト推進室 FS委託業務担当者

E-mail: mirai_shikou/atmark/env.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。メール送信時は@に変換してください。

また、下記期間中は、応募に係る質問を受け付けます。別紙2に質問事項等を記載し送信してください。

受付期間：令和5年5月22日（月）から令和5年6月9日（金）17時まで

回 答：令和5年6月14日（水）17時まで

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことはご遠慮ください。また、採択の陳情等や、合否通知以前に環境省職員へ合否を照会する等の行為についても厳に慎んでください。
- (3) 採否を問わず、審査結果に対するお問い合わせには対応いたしかねますので、予めご了承ください。
- (4) 応募書類作成、提出及びヒアリングに要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 委員会において採択が決定された場合、その審査結果等を受けて、委託契約の業務内容、予算額等の変更があり得る点について、ご注意ください。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、応募書類（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

質問書

業務名	令和5年度「脱炭素×復興まちづくり」FS委託業務（2次公募）
会社名	
住所	
担当者	部署名： 氏名： <small>フリガナ</small>
担当者連絡先	TEL：
	E-mail：
質問事項	